

目 次

障害福祉サービス事務処理システム標準仕様（第1次提示）

．標準仕様の位置づけ	1
．情報の流れ（概要図）	2
．都道府県指定事業者等台帳管理システム	3
．市町村受給者管理システム	13
．サービス事業者システム	31
．国保連合会支払等システム	45
システム開発等の標準スケジュール	48
WAMNET事業者情報システムについて	49

標準仕様の位置付け

障害福祉サービスの事務処理については、法律(法律上政令、省令及び告示により規定されることが明記される事項を含む。)及び外部インターフェイス仕様など、他の機関との情報交換を行う上で欠くことのできない一定基準などに準拠して行うこととなるが、本標準仕様は、障害福祉サービス関係機関がシステムを構築する場合に現時点で必要と考えられる以下の事項について、先の国会で成立した法律と現在までの事務処理方法の検討内容を踏まえ、その概要を示すものであり、各機関において必要な部分を参考にされたい。

なお、今後の検討、調整によりさらに詳細な標準仕様を作成、提示する予定であるが、その際に内容を変更することも有り得る。

1. 事務処理システム構築の前提となる事務処理内容
2. システム開発及び導入に向けた標準スケジュール

例) 概要図などで示しているファイルの名称、構成等については、完全に準拠する必要はない。あくまでも一つの例示にすぎない。